

令和元年度 第1回 かすみがうら市空家等対策協議会 会議録

- 1 日 時 令和元年12月6日（金） 14時00分から
- 2 場 所 かすみがうら市役所千代田庁舎 第1会議室
- 3 出席者 坪井会長（市長）、鈴木委員、大山委員、富島委員、藤井委員、  
櫻井委員、額田委員、小野寺委員、雨貝委員 計9名
- 4 欠席者 佐藤委員、富田委員
- 5 事務局 市民部 山内部長  
生活環境課 廣原課長、中村課長補佐、久保庭係長、川原場主事 計4名
- 6 議 題 (1) 空家等対策計画について  
(2) その他
- 7 内 容

事務局	議事（1）空家等対策計画について事務局説明
議 長	議事（1）について質問等ありますか。
A委員 ①	<p>3つ大きく検討していただくことがいいのかなと思っています。まず一つ目として、この計画の重点地区という形で市街化区域を重点地区として検討しますということで、今回は焦点を当てるとのことなんですけども、やはり先ほど件数を出していただきましたが、特に問題のある空家の全体の数からいくと、そこまで多くなかったりとか、空家のデータを拝見していても神立駅周辺の市街化区域のところに確かに空家は多いですけども、そこを少し超えたあたりのところにも集まっているところがあったりとか、いくつか隣接して空家が発生しているようなところが調整区域の中とか市街地区域の中にもあるように見えるので、本当に市街化区域を重点的にと行ってしまってもいいのかなと気になっているところです。</p> <p>おそらく空家の質も違うので、市街化区域で取組むことであると思うんですが、周辺のところは農地付であるとか古民家であるとかそういったもう少し違うタイプの方が活用したいような空家だってありそうな気がするんです。</p> <p>そうすると取組の内容として違う質のことがありそうで、この市街化区域に絞り込まない方がいいのでは。2種類の対応が必要だという書きの方がかすみがうら市の空家の問題としては適切かなと思います。</p>
②	<p>2番目は、福祉との連携とのことで今後調整をするということでは、ほかの自治体の空家対策の現場の状況をお伺いしますと、どうしてよいかわからなくて放置されてしまう空家の大半は認知症になってしまった所有者とか、ご本人が急に施設に入ってしまったとそのあと放置になるとか、空家になるきっかけの部分に福祉的なサポートが入ってるケースが多いと聞きます。放置されている物も本人がどう判断してよいかわからない、対応してくださいとお手紙を送ったとしても、福祉の方のサポートが無いと対応できないケースが結構あるので、そういう意味で福祉との連携が必要だろうと、福祉部門</p>

③	<p>との連携を検討していくことが良いかなと思います</p> <p>最後の目標設定のところですが、目標数値を設定するのもそうなんですが、おそらくこの件数とかが、調べ終わっている空家の件数をベースにカウントする目標になってしまっていると思うので、5年後とか10年後とかにまたもう一度空家の調査をするということが必要になってくるはずなので、この間着々と空家が増えていくと思うので、そういう調査の事も、何年後にやりますとか書いておくといいいのかなと思います。</p>
事務局	<p>重点地区の件ですが、前回行いました協議会の後に調整をして庁内の連携を図っていく中で、都市整備課からの意見で、立地適正化計画を作成している中で、市街化区域に緩やかな誘導を図ることを目的としまして、コンパクトなまちづくりを掲げようという内容になっております。それらのことから、空家の利活用を図るために市街化区域を重点的に対応したいというようなことからそのような表記をさせていただいております。</p> <p>委員のおっしゃる2種類の対策をというお話でございますけれども、その他の地域につきましても今後進めていく必要があるもので、補助金等につきましては全域的な対応を考えております。</p> <p>先ほど出ました農地付空家につきましても、農業委員会で議決をいただきまして今後進めていくことになっておりますので、対応を考えております。</p> <p>それと福祉との連携につきましては、協議会に民生委員児童会連合会の会長が入っており、また、庁内の体制の中にも、社会福祉課を検討会に加えていくこととなっております。</p> <p>空家の調査につきましては、今後実施するかどうかにつきましては検討させていただきたいと考えております。</p>
議長	外に意見ありますか。
議長	もし変更等ありましたらご意見をいただき変更することは可能ですので、ご指摘をいただきたいと思います。
議長	他に異議が無ければ承認ということによろしいですか。
	異議なしの声
議長	それでは、議題（2）のその他につきまして、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	農地付空家 今後のスケジュールについて説明
議長	その他につきまして、何か意見等ありましたらお願いします。
B委員	パブリックコメントで意見募集について、他の計画等でも、市民の意見の吸い上げができてないと思われれます。空家等対策計画についてはどのくらいの数値目標を考えておりますか？
事務局	パブリックコメントにつきましては、広報誌、ホームページ、窓口等で周知していくことを考えており、件数の目標は掲げておりませんが、できるだけ多くの意見をいただけるよう考えております。
C委員	農地付空家についてですが、農地に空家が付属していない場合はどうなんですか。

事務局	空家があり、かつ農地もあるという場合に、バンクでは、登録された空家に農地も付くと表記し、田舎に住んで農家をやりたいという方向けに行うものとなります。
D委員	とても面白い事業だと思います。これは農家をやりたいという人が他から来て空家バンクに登録されてない農地でもいいのか、それとも空家バンクの登録が条件になるということですか。 あと、この制度というのは他の市町村でも利用されているのかという点についてお聞きしたい。
事務局	この事業はバンクへの空家登録が基本になりまして、農地については、空家バンクに登録してからとなります。またこの事業については、県内では行っておりませんが、国では手引きも出しています。九州や中国地方で主に行われているようです。
E委員	空家に対して危険であるとか、草が生えて困っているとか、そういった苦情みたいなものはありますか。
事務局	苦情が寄せられる度に市から持ち主に対しまして指導なりをしてるような状況でございます。
E委員	持ち主は皆わかっているところに苦情が来ているのでしょうか。
事務局	持ち主が判明していて対応していただいているところはありますが、行方不明とか所有者が不明になることがありまして、通知が帰ってきてしまうようなケースもあります。
E委員	今後、そこが多分一番の問題になるかと思うので、なにか対応を始めていかないと、大変ではないかと思しますので、ぜひその辺も含めて検討お願いします。
B委員	空家に対しての犯罪とか、その抑止策とか、土浦警察署と生活環境課とどのような連携が取れているのか、お聞きしたい。
事務局	防犯対策については、市民から心配される声もありますので、今後、連携をして取り組んでいく予定です。
B委員	アライグマとか、ハクビシンの巣になるケースも最近すごく増えてるということも聞きますので、対策に取り組んでいただきたいと思います。
F委員	特定空家等は国のガイドラインで細かく決められているんですか。
事務局	ガイドラインがございまして、それらに基づいたマニュアルを市で作成し、該当する物について特定空家の指定をしていくこととなります。
議長	外に意見ありますか。異議が無ければ承認ということでよろしいですか。
	異議なしの声
事務局	閉会宣言 (15時30分)